

## 雇用保険

正規職員として任用されている方は、雇用保険の適用範囲から除外されており、退職されても求職者給付等の支給対象にはなりません。

暫定再任用（フルタイム）の方は、公共学校共済組合の組合員となりますが、雇用保険の加入対象となります。

ここでは再就職（都の再任用・非常勤教員等）されて、その後に離職する場合を中心に説明します。

### 1 雇用保険とは

- (1) 労働者が失業（離職）した場合に、一定期間、求職者給付等必要な給付を行い、労働者の生活の安定を図ることを目的とする保険です。
- (2) その他、労働者の雇用の継続を図るため、「高年齢雇用継続給付」「介護休業給付」「育児休業給付」などの雇用継続給付事業を行い、労働者の福祉の増進に寄与しています。
- (3) 雇用保険は政府が管掌する保険制度で、窓口は居住地のハローワークとなっています。

### 2 雇用保険の適用範囲

- (1) **適用事業**  
原則として、一人でも労働者を雇用している事業所は、適用事業所とされています。
- (2) **適用除外となる被保険者**
  - ア 労働時間が週20時間未満の短時間労働者
  - イ 期間30日以内の契約で、臨時に雇用される者
  - ウ 原則2か月以内の契約で、日々雇用される者（日雇労働者に該当の場合を除く。）
  - エ 4か月以内の期間を予定して、季節的に雇用される者

オ 公務員等、原則として、国・都道府県・区市町村・その他これらに準ずる機関に、正規の身分で雇用される者

### 3 被保険者の負担

雇用保険料は、給与から控除されますが、その額は、賃金総額に保険料率を乗じて算定します。

表5-2 雇用保険料率

（令和7年4月1日～）

| 事業の種類 | 保険料率                | 事業主負担分             | 労働者負担分             |
|-------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 一般の事業 | $\frac{14.5}{1000}$ | $\frac{9.0}{1000}$ | $\frac{5.5}{1000}$ |

※農林水産・建設業等は保険料率が異なります。

### 4 求職者給付の受給要件

失業給付を受けるためには、次の三つの要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 離職の日以前2年間に12月以上の被保険者期間があること。  
※離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月、または労働時間数が80時間以上ある月を1か月と計算  
※期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他、やむを得ない理由により離職した場合には離職の日以前1年間に6か月の被保険者期間があること（特定理由離職者）。
- (2) ハローワークに求職の申込みをしていること。
- (3) 就職する意志と能力があること。

## 5 求職者給付の 給付日数

- (1) **一般の離職者**……自己都合や定年退職など、離職が前もって予測できる場合

表5-3 一般の離職者

| 年齢    | 被保険者であった期間 | 1年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上 |
|-------|------------|---------------|----------------|-------|
| 65歳未満 |            | 90日           | 120日           | 150日  |

- (2) **特定受給資格者及び特定理由離職者**  
倒産や解雇等で辞めざるを得なくなった場合や労働期間が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した場合

表5-4 特定受給資格者・特定理由離職者

| 年齢         | 被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上<br>5年未満 | 5年以上<br>10年未満 |
|------------|------------|------|--------------|---------------|
| 45歳以上60歳未満 |            | 90日  | 180日         | 240日          |
| 60歳以上65歳未満 |            | 90日  | 150日         | 180日          |

※年齢45歳未満、被保険者であった期間10年以上の給付日数は省略

- (3) **就職困難者**……身障者等社会的に就職が著しく困難な方

表5-5 障害者等の就職困難者 (一般離職の場合)

| 年齢         | 被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上 |
|------------|------------|------|------|
| 45歳未満      |            | 150日 | 300日 |
| 45歳以上65歳未満 |            | 150日 | 360日 |

※特定受給資格の場合の給付日数は省略

- (4) **65歳以上になり離職した場合 (一時金で一括支給)**

65歳以上になると「高年齢被保険者」となります。その後離職した場合、求職条件を満たし、失業の認定を受けた後、一時金として基本手当に応じた「高年齢求職者給付金」が支給されます。

表5-6 高年齢求職者給付金 (65歳以上で離職した方)

| 被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上 |
|------------|------|------|
| 高年齢求職者給付金  | 30日分 | 50日分 |



## 6 受給手続

離職後、居住地を管轄するハローワークへ次のものを持参して、求職申込みをします（転居した場合は転居先で行います。）。支給を受けられる期間は、離職した日の翌日から1年間です。

**(1) 雇用保険被保険者離職票1及び離職票2（離職後に交付します。）**

**(2) マイナンバーカード**

※マイナンバーカードを保有していない場合は次の①と②の書類を持参してください。

①マイナンバー確認書類（いずれか1種類）マイナンバー通知カード、マイナンバーの記載のある住民票（住民票記載事項証明書

②身元確認書類

・運転免許証など官公署が発行した身分証明書（写真付き）など

**(3) 写真2枚（縦3cm×横2.4cmの正面上三分身のもので最近撮影されたもの。手続きのタイミングごとにマイナンバーカードを提示することにより、写真を省略することができます。）**

**(4) 本人名義の普通預（貯）金通帳、キャッシュカード（インターネットバンク、外資系金融機関以外のもの）**

なお、受給資格の決定は後日行われます。

基本手当を受給するには、原則として4週間に1回の認定日にハローワークにおいて失業の認定を受ける必要があります。

（就労の有無、求職活動の実績などを確認して失業の認定が行われます）

## 7 失業保険と年金の併給調整

65歳以上になれば、併給調整の対象にはなりません。64歳までの方は「求職者給付」（失業保険）を受けている間、「特別支給の退職共済年金」及び「特別支給の老齢厚生年金」の支給が停止されます。共済年金の職域加算分は併給調整の対象となりません。年金額と「求職者給付」の額を比較して御自分で選択してください（19ページ10年金受給者が雇用保険の給付を受けるときを参照）。

また、失業給付は非課税所得となります。



## 8

## その他の給付

失業保険制度には、「求職者給付」のほか、「就職促進給付」として所定給付日数を残して就職した場合の「再就職手当」があります。また、「介護休業給付」「育児休業給付」「教育訓練給付」等の給付もありますので、必要な場合、支給申請を行うことができます。

雇用保険の問合せ先は

■居住地を管轄するハローワーク



## 島しょ勤務者の帰住旅費

帰住旅費の支給対象となる退職は、定年退職、臨時的任用職員の任期満了による退職、定年前再任用若しくは暫定再任用職員の任期満了による退職です。

勸奨退職者や普通退職者には支給されませんので御注意ください。

また、帰住旅費の支給手続は、退職時の所属において行いますので、詳細は所属にお問い合わせください。